

# 岐阜県公報

## 目次

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

ページ

号外(二) 令和五年七月十一日

## 人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月十一日

岐阜県人事委員会  
委員長 栗山 知

岐阜県人事委員会規則第二十六号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第四十八条の十四第一項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第四十八条の十五中「第四十三条第一項」を「第四十三条」に、「及び武力攻撃災害等派遣手当」を「武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

### 附則

この規則は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律(令和五年法律第十四号)の施行の日から施行する。

令和五年七月十一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社